

平成 2 8 年度

指定管理者監査の結果報告書

中津川市監査委員

中 監 査 第 2 0 号

平 成 2 9 年 1 月 2 6 日

中 津 川 市 長 青 山 節 児 様

中 津 川 市 議 会 議 長 大 堀 寿 延 様

中 津 川 市 監 査 委 員

鷹 見 幸 久

鷹 見 憲 三

## 平 成 2 8 年 度 指 定 管 理 者 の 監 査 結 果 に つ い て

平 成 2 8 年 度 の 指 定 管 理 者 の 監 査 を 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定  
に よ り 実 施 し た の で 、 そ の 結 果 を 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 報 告 し ま す 。

# 目 次

1	監査の対象及び監査の期日	1
2	監査の方法	1
3	監査の結果	1

## 1 監査の対象及び監査の期日

当年度の指定管理者監査は、平成27年度に市の公の施設の指定管理を行った団体のうちから抽出した次の団体について実施した。

実施日	団体名	対象施設	指定管理料の額	担当課
11月15日 (火)	学校法人 恵峰学園	中津川市児童センター・中津川市西児童館・中津川市東児童館・中津川市坂本ふれあい施設	27,780,000円	子育て政策室
11月24日 (木)	三菱電機ライフサービス株式会社 中津川支店	中津川市サンライフ・中津川市民運動場・中津川市勤労者青少年ホーム	14,698,800円	生涯学習スポーツ課

## 2 監査の方法

平成27年度における指定管理者である団体の現金出納などに関する事務、事業の執行及び事業目的等について監査を行った。

監査にあたっては、団体から提出された協定書の写、事業計画書、事業実績報告書、予算・決算書を参考に、会計帳簿、その他関係書類について監査し、併せて団体責任者等及び担当課の説明を聴取すると共に、現地調査を行った。

## 3 監査の結果

監査対象とした公の施設の指定管理に係る財務及び事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められた。

団体別の監査結果については、次のとおりである。

# I 学校法人 恵峰学園

## 1 監査の対象

中津川市児童センター・中津川市西児童館・中津川市東児童館  
・中津川市坂本ふれあい施設

## 2 監査の期日

平成28年11月15日(火)

## 3 指定管理料の額

27,780,000円

## 4 事業の概要

中津川市児童センター・中津川市西児童館・中津川市東児童館・中津川市坂本ふれあい施設の各施設は、健康増進と情操を豊かにすることを目的に児童へ健全な遊びを提供する児童福祉法に規定する児童厚生施設である。これらの施設について、民間の能力やノウハウを活用して利用者へのサービス向上を図るため指定管理者制度を導入し、学校法人恵峰学園が平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、指定管理者になった。(平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、継続して指定管理者となっている。)

その主な業務は、次のとおり

- ① 管理施設の使用の許可等に関する業務。
- ② 管理施設の使用許可の取消し等に関する業務。
- ③ 管理施設の維持管理に関する業務。
- ④ 管理施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務。

## 5 経理の状況

○ 平成27年4月1日～平成28年3月31日

・収入決算額	27,780,000円
うち指定管理料	27,780,000円
・支出決算額	27,780,000円
・収支差引額	0円

## 6 監査の結果

当該団体には、管理運営のノウハウがあり、指定管理制度により施設の管理運営を任せることは市にとってメリットがある。

しかしながら、現状において指定管理料が運営経費を上回った時には、余剰分（利益）を市に返還すべきことになっており、その逆に指定管理者（当団体）に運営上の損失が発生した場合には、市は何らの補てんもしないという一方的な契約となっている。このままでは、今後、指定管理制度の受け手がいなくなってしまうことも危惧される。

市として、経営努力への対価のあり方を含めた契約方法について検討されたい。

# I 三菱電機ライフサービス(株) 中津川支店

## 1 監査の対象

中津川市サンライフ、中津川市民運動場、中津川市勤労青少年ホームの指定管理業務

## 2 監査の期日

平成28年11月24日(木)

## 3 指定管理料の額

14,698,800円 他に施設利用料減免補てん分1,315,140円

## 4 事業の概要

市の文化・スポーツ振興施設である中津川市サンライフ(体育室、トレーニング室、研修室、教養文化室等)及び中津川市民運動場(グラウンド 11,324.80 m<sup>2</sup>、駐車場等)並びに中津川市勤労青少年ホーム(体育室、講習室、料理教室等)の管理運営業務について効果的かつ効率的に行えるよう指定管理者制度を導入し、三菱電機ライフサービス(株)中津川支店が平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、指定管理者となった。(平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、継続して指定管理者となっている。)

その主な業務は、次のとおり

- ① 管理施設の使用許可に関する業務。
- ② 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務。
- ③ 管理施設の維持管理に関する業務。
- ④ その他管理運営上必要と認める業務。

## 5 経理の状況

○ 平成27年4月1日～平成28年3月31日

・収入決算額 20,306,274円

うち市より指定管理料 14,698,800円

うち市より利用料金減免補てん 1,315,140円

・支出決算額	18,888,710円
・収支差引額	1,417,564円

## 6 監査の結果

当該団体には、昨年度（平成27年度）の監査において、今回とは別の指定管理施設の施設利用料などの事業収入が監査後に修正されるといった事態となったことから、現金と証拠書類のチェックなどの入金業務について整備・改善するよう指摘した。

今回の監査においては、本社のシステムデータと現場の証拠書類を毎週定期的に突合し、証拠書類を整備するなどの改善措置が取られていた。今後も入金業務等の適正化に努められたい。

なお、トレーニング室の設備等の老朽化が激しく、サービスの低下が懸念される。競技力向上を視野に入れた設備の更新について、市としても検討されたい。